

第 8 章

3 階直結給水

第8章 3階直結給水

8.1 3階直結給水について

給水区域において、3階までの建物への直結直圧での給水（以下「3階直結給水」という。）は、分岐する配水管の布設地盤からの階数（地下階を除く）を対象とし、次の項目に適合するものに対し、特例として直結給水を認めるものである。

8.2 適用範囲

(1) 対象地域

建物予定地の直近の配水管水圧を測定した結果、配水管平均水圧が0.30MPa以上である地域。

(2) 対象建物

3階まで（屋上部分を除く。）に給水栓を持つ専用住宅、店舗兼用住宅、共同住宅、業務用ビルとする。ただし、次の建物を除く。

- ① 断水時又は水圧低下時においても給水の持続を要する建物
- ② 一時に多量の水を使用する建物
- ③ 緊急避難場所に指定された建物

(3) 建物の規模等

給水する建物の規模等が、次の各項目に適合するもの。

- ① 分岐する給水管の口径が20mm以上50mm以下で給水が可能であり、かつ1日最大計画使用量が、20m³以下であること。
- ② 建物の高さが、配水管が布設してある道路面から15m以下であること。
- ③ 共同住宅の場合は、12戸以内であること。ただし、共用栓は除く。

8.3 適用の条件

- (1) 受水槽方式及び加圧方式との併用は認めない。
- (2) 給水管を分岐する配水管の口径は、75mm以上とする。ただし、管網が形成されている場合のみ、口径50mmの配水管から分岐ができる。
- (3) 専用住宅の場合の給水管の口径及び量水器の口径は次のとおりとする。（図8-2）
 - ① 配水管から分岐する給水管の口径は20mm以上50mm以下とする。
 - ② 量水器は1個とし、口径は20mm以上50mm以下とする。
- (4) 上記以外の建物の場合の給水管の口径並びに量水器の個数及び口径は次のとおりとする。（図8-3）

- ① 配水管から分岐する給水管の口径は 30 mm以上 50 mm以下とする。
 - ② 設置できる量水器は最大 12 個までとする。ただし共用栓は除く。
 - ③ 設置する量水器が 1 個の場合は、口径 25 mm以上 50mm 以下とする。
 - ④ 設置する量水器が 2 個以上の場合、1 階及び 2 階は口径 13 mm以上、3 階は口径 20 mm以上とする。
- (5) 3 階への立ち上がり管の口径は 20 mm以上とする。
- (6) 同時使用したとき、当該給水装置の末端又は最高位で最小動水圧 0.05MPa 以上を保つことができる給水能力を有すること。また、各部において管内流速が過大でないこと。空気調和・衛生工学会では、2.0 m/s 以下としている。
- (7) 水理計算時の設計配水管水圧は 0.2MPa とする
- (8) 逆流防止装置の設置
- ① 量水器の流入側に上下水道局の指定した逆流防止装置を設置する。
 - ② 2 階及び 3 階の立ち上がり管の根元部分に、逆流防止装置（ボックス含む）を設置する。
- (9) 3 階直結給水方式の明示 3 階直結給水の給水装置であることがわかるように、量水器ボックス蓋の裏側に「3 階直結」と表示、またはプレート（金属またはプラスチック製）に「3 階直結」と記載したものを一次止水栓に取り付ける。
- (10) その他の事柄については、第 4 章から第 6 章までに基づく。

8.4 自家用給水設備又は受水槽方式等からの切替え

- (1) 既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることが望ましいが、既設配管を流用する場合には次の条件を満足していることを確認すること。
- ① 既設配管の材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条の給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。
 - ② 既設配管の配管形式が明確であること。
 - ③ 既設配管の配管材質が劣化による腐食等での漏水の心配がなく、耐水圧が十分に確保できるものであること。既設配管の耐圧試験 0.75MPa 5 分間。
 - ④ 既設配管の給水管口径が計画使用数量に対して適正であること。
 - ⑤ 既設配管から供給される水が、水道水の水質基準に適合していること。
直結給水への切替え前において、水道法第 20 条第 3 項に規定する者による水質試験を行い、水道法第 4 条に定める水質基準を満足していることを確認する。（平成 17 年 9 月 5 日付建水発第 0905002 号）
採水方法：毎分 5ℓの流量で 5 分間流し捨てた後、15 分間滞留させて採水
※試験項目：味・臭気・色度・濁度・残留塩素・鉄 等
 - ⑥ その他既設配管を使用して不具合が生じないものであること。

- ⑦ 受水槽以降の既設給水設備をそのまま給水装置として使用する場合は、劣化状況等を確認して次の書類を提出すること。
 - ア 既設給水設備の把握及び劣化状況報告書
 - イ 受水槽以降、既設給水管構造図
 - ウ その他特に必要と認められるもの
- ⑧ 劣化状況の調査方法については「直結給水システムガイドラインとその解説」(厚生省生活安全衛生局水道環境部水道整備課監修)を参考とし、協議により決定する。

- (2) 既設配管から異物が出る場合は、配管替え等対策を講じること。
- (3) 既設配管を使用する場合は、誓約書(様式-③ア)を提出すること。
- (4) ユニットポンプ、加圧ポンプ等すべて撤去すること。
- (5) 給水管の口径変更を行った際に不要となる給水装置の撤去工事を行うこと。

8.5 3階直結給水方式の事前協議と承認

手続きの流れを図8-1に示す。

(1) 3階直結給水協議書

3階直結給水を受けようとする者(以下、「申込者」と言う。)は、給水装置工事の申込み前に上下水道局と協議し、3階直結給水方式の承認を得なければならない。協議は、**3階直結給水協議書**(様式-⑤左)によって行う。

- ① 3階直結給水協議書は3部提出する。(申込者用、指定工事業者用、上下水道局用)
- ② 申込者は、**誓約書**(様式-⑤右)にて、断水又は水圧低下等に関する諸問題についての誓約をする。

(2) 水圧調査

申込者は上下水道局の指示に従って給水予定地付近において水圧調査を行う。

- ① 水圧調査は、給水予定地の最寄りの消火栓において48時間を行う。
- ② 給水予定地付近の配水管が管網形成された口径50mmの場合は、給水予定地の最寄りの消火栓のほか、最寄りの給水管においても水圧測定する。(二ヶ所とも48時間)
- ③ 水圧調査中は、消火栓が使用できない旨を関係機関へ周知する必要があるため、調査10日前までに上下水道局と協議を行い、調査場所と日程の調整を行うこと。

(3) 3階直結給水の承認

3階直結給水の申込みがあったときは、上下水道局で審査し、協議書の中で承認する。承認後、給水装置工事申込書(様式第3号の1)にて工事の申込みを行う。

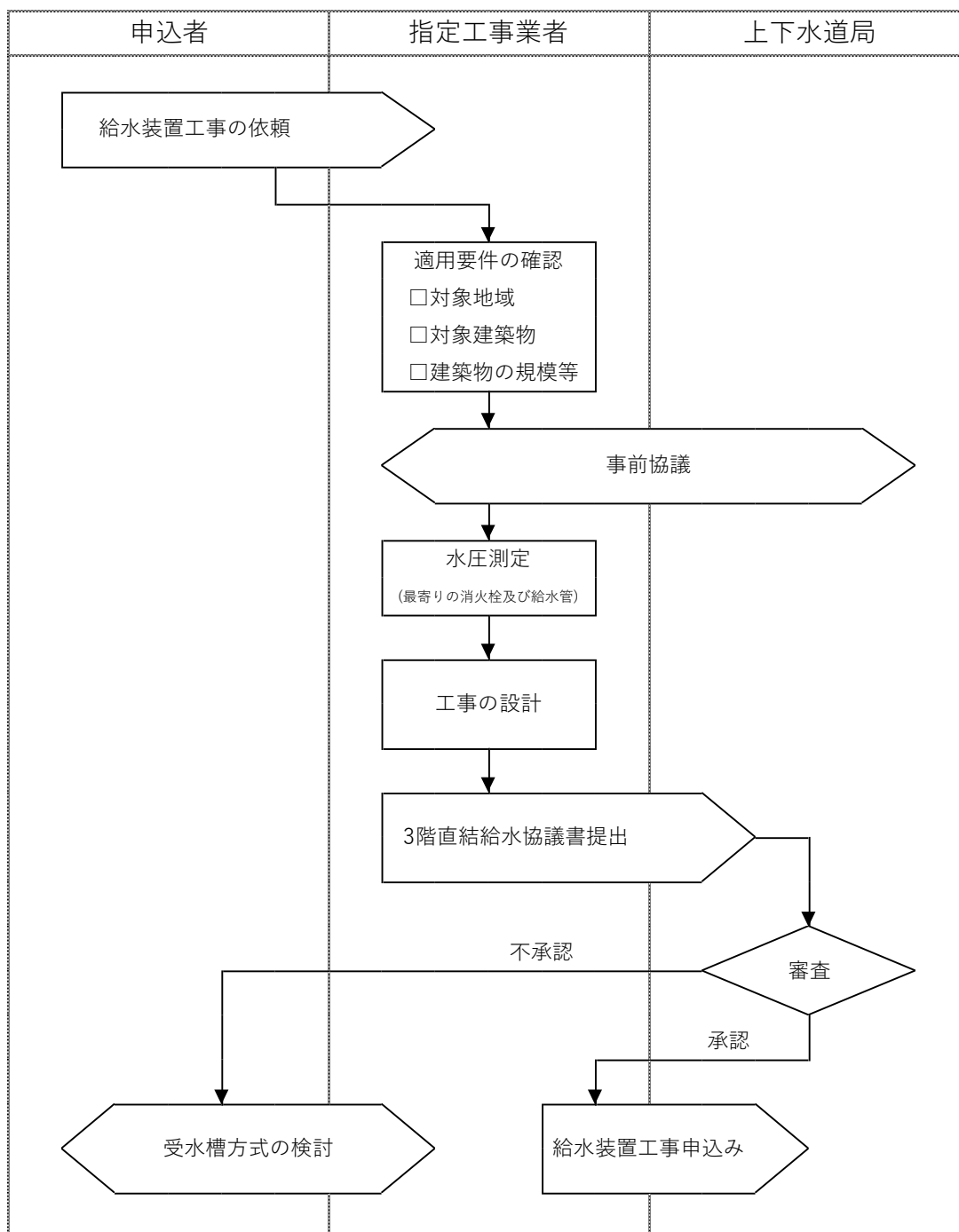


図 8 - 1 3階直結給水フロー図

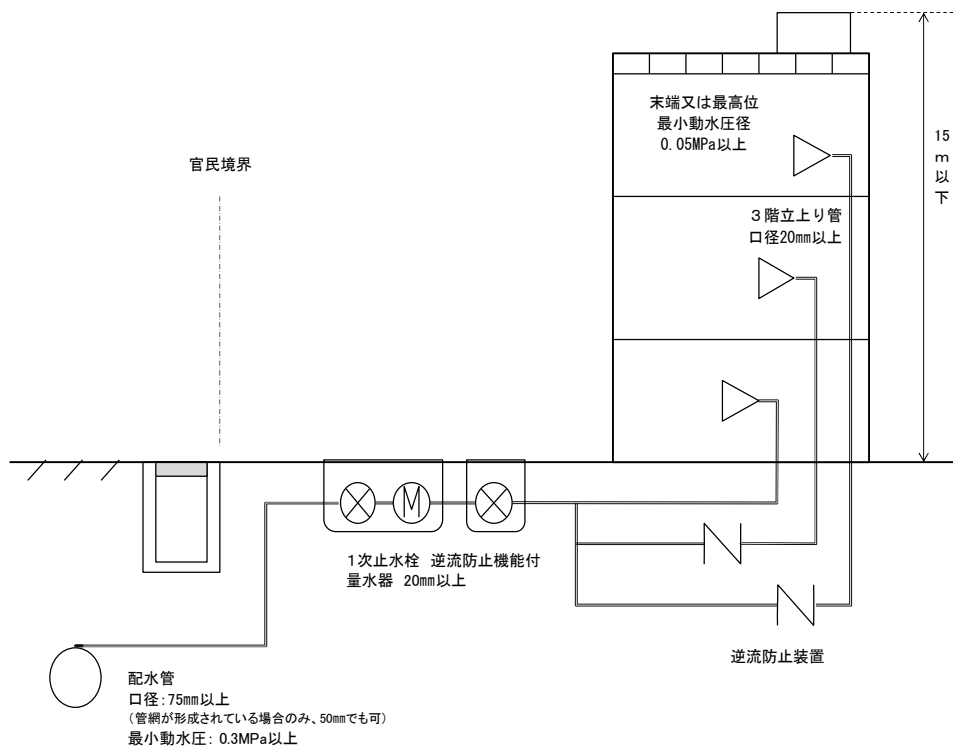


図8-2 専用住宅の例 (個人、3階建1戸、量水器1個)

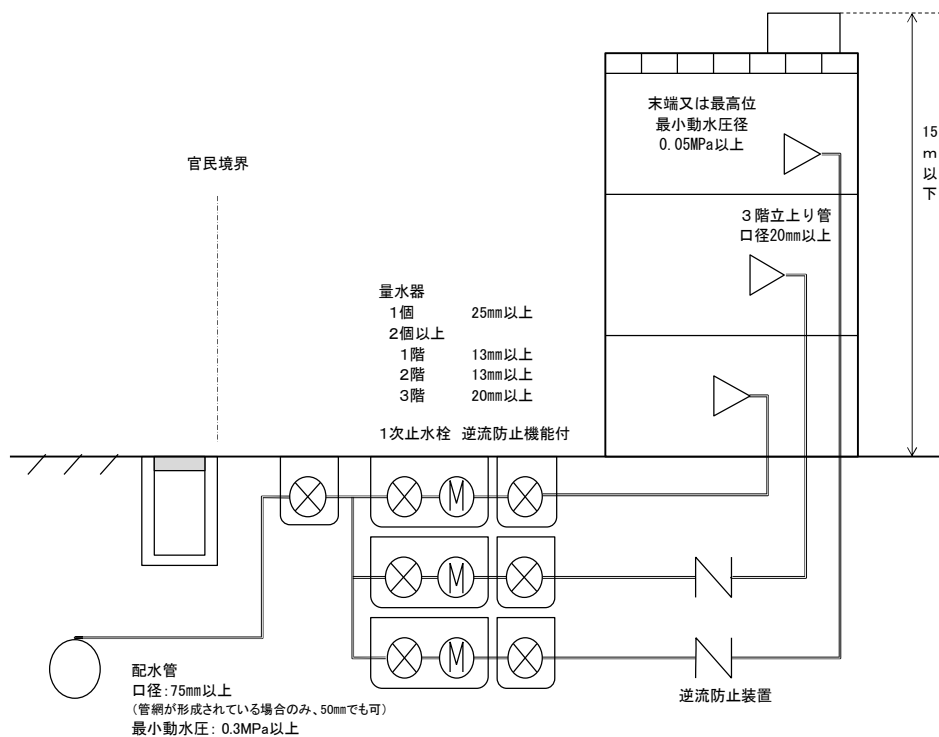


図8-3 共同住宅の例

(共同住宅、3階建3戸、量水器3個)